

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2008-537228
(P2008-537228A)

(43) 公表日 平成20年9月11日(2008.9.11)

(51) Int.Cl.

G06Q 50/00 (2006.01)
H04N 7/173 (2006.01)

F 1

G06F 17/60 124
H04N 7/173 640Z
H04N 7/173 610Z

テーマコード(参考)

5C164

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2008-506716 (P2008-506716)
 (86) (22) 出願日 平成18年4月13日 (2006.4.13)
 (85) 翻訳文提出日 平成19年12月17日 (2007.12.17)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2006/013982
 (87) 國際公開番号 WO2006/113392
 (87) 國際公開日 平成18年10月26日 (2006.10.26)
 (31) 優先権主張番号 60/671,928
 (32) 優先日 平成17年4月15日 (2005.4.15)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

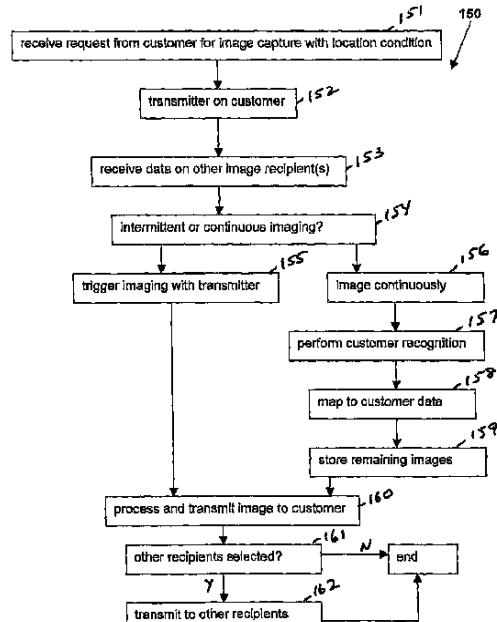
(71) 出願人 507341345
 クリフォード・アール・・デイヴィッド
 アメリカ合衆国 フロリダ州 34786
 ウィンダーミア パーク アヴェニュー
 12456
 (74) 代理人 100064355
 弁理士 川原田 一穂
 (72) 発明者 クリフォード・アール・・デイヴィッド
 アメリカ合衆国 フロリダ州 34786
 ウィンダーミア パーク アヴェニュー
 12456
 F ターム(参考) 5C164 FA07 MA04S SA25P SB21S SB29S
 SB36S SB41P SC11P SC32S UA04S
 UB26S UC01S YA02 YA30

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】対話式撮影及び配信システム並びに関連の方法

(57) 【要約】

客のデジタル画像配信方法が、現場で客を撮影することとの依頼を客から受信することを含む。依頼は、例えば客の通信装置から遠隔信号を介して受信できる。客から支払データを得て、現場の位置を決定する。依頼は現場で客を撮影するよう配置された遠隔撮像装置に送られる。客の画像は現場で自動的に撮られ、その画像が証拠画像として客の通信装置に送られる。最後に、客が画像を希望するならば、画像購入の同意を客から受信する。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

現場で客の画像を撮るという依頼を、客の通信装置から遠隔信号を介して客から受信する段階と；

支払データを客から取得する段階と；

現場の位置を決める段階と；

現場で客を撮る位置にある遠隔撮像装置に前記依頼を伝える段階と；

現場で客の画像を自動的に撮る段階と；

前記画像を証拠画像として客の通信装置に送る段階と；

前記画像を購入する同意を客から受信する段階と；

からなる客のデジタル画像配信方法。

10

【請求項 2】

前記同意を受信する段階の後、画像の支払を受けて画像を客に送信する段階を更に含む請求項 1 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 3】

前記画像を送信する段階が、画像のハードコピーを所定の場所に送る段階、デジタル画像を所定の電子アドレスに電子的に送出する段階、及びデジタル画像を電子アドレスから取得させるために該電子アドレスを提示する段階の少なくとも 1 つを含む請求項 2 に記載のデジタル画像配信方法。

20

【請求項 4】

前記現場の位置を決める段階が、客から現場位置についての情報を受信する段階、前記通信装置から自動的に割り出された位置データから現場位置を電子的に決定する段階、及び遠隔信号の特性を用いて現場位置を決定する段階の 1 つを含む請求項 1 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 5】

前記現場の位置を決める段階が、前記通信装置の位置から得られるグローバル・ポジショニング・システムのデータを用いる段階を含む請求項 4 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 6】

前記遠隔信号が複数の端末の 1 つに対して開始される電子通信であり、通信する特定の端末が現場位置を決定できる請求項 4 に記載のデジタル画像配信方法。

30

【請求項 7】

前記依頼が撮影条件をさらに含み、該条件が満たされると撮影を行なう請求項 1 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 8】

前記条件がタイミング条件を含み、タイミング条件に規定された時間で撮影を行なう請求項 7 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 9】

規定された時間がくると遠隔から客に警告すると共に、撮影段階の前に前記規定された時間を客が容認できることを客に確認する段階をさらに含む請求項 8 に記載のデジタル画像配信方法。

40

【請求項 10】

前記確認段階が客の通信装置を介して客と通信することを含む請求項 9 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 11】

前記規定された時間が容認できないことを客が示した場合に、規定された時間をリセットすることを客に認める段階をさらに含む請求項 9 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 12】

前記条件が客の位置決め条件を含み、客が現場位置に到着したとき撮影を行なう請求項 7 に記載のデジタル画像配信方法。

50

【請求項 1 3】

いつ客が現場位置に到着するかを自動的に検出する段階をさらに含む請求項 1 2 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 1 4】

前記撮像装置がプロセッサと通信でき、該プロセッサは常駐の制御ソフトウェアと該ソフトウェアによりアクセスできる現場マッピングデータとを有し、前記撮像装置は現場の特定区域で客を撮影できるように制御ソフトウェアに従って動かすことができる請求項 1 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 1 5】

質の高い画像を作つて客に送信するために画像をデジタル操作する段階をさらに含む請求項 1 に記載のデジタル画像配信方法。 10

【請求項 1 6】

前記画像が複数の画像からなり、前記画像の操作段階が、客への送信のために前記複数の画像の集合を作成することを含む請求項 1 5 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 1 7】

前記画像がビデオからなり、前記画像の操作段階が音声データを前記ビデオに加えることを含む請求項 1 5 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 1 8】

前記音声データが、現場位置に関して以前に作成した音声データ及び通信装置を介して客により送信された音声データのうち少なくとも一方を含む請求項 1 7 に記載のデジタル画像配信方法。 20

【請求項 1 9】

撮影段階の前に現場位置についての情報を客に提供する段階をさらに含む請求項 1 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 2 0】

現場で客を撮影することの依頼を客から代理人に伝える段階と；

支払データを客から得る段階と；

現場の位置を決める段階と；

現場で客を撮影する指令を遠隔撮像装置で受信する段階と；

現場で客の画像を自動的に撮る段階と；

からなる客のデジタル画像配信方法。 30

【請求項 2 1】

客と代理人が互いに離れており、客の通信装置から遠隔信号により前記依頼を受信する請求項 2 0 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 2 2】

客と代理人が一緒にいて、客を撮影する指令が代理人により出される請求項 2 0 に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 2 3】

現場で客を撮影するという客から代理人への依頼を受信する段階と；

現場で客を撮影する段階と；

撮影した画像を遠隔のプロセッサに送信する段階と；

前記画像の証拠画像を遠隔のプロセッサから客の通信装置に送信する段階と；

客が撮影画像の購入を決めると、支払データを客から遠隔のプロセッサに送ることによって取引を終了する段階と；

最終画像を客に送信する段階と；

代理人に取引の報酬を払う段階と；

からなる客のデジタル画像配信方法。 40

【請求項 2 4】

前記証拠画像を送信する段階が、現場での撮影段階とほぼ同時に行なわれる請求項 2 3 に記載のデジタル画像配信方法。 50

【請求項 25】

前記最終画像の送信段階が、デジタル画像をネットワークを介して客のプロセッサに送信する段階を含む請求項23に記載のデジタル画像配信方法。

【請求項 26】

現場で客を撮影することの依頼を客から受信すると共に、支払データを客から得るための客データ受信器であって、客の通信装置からの信号によって前記依頼を受信できる前記客データ受信器と；

現場の位置を決めるための手段と；

現場で客を撮影するよう配置されると共に受信器を備えた遠隔撮像装置と；

前記依頼を遠隔撮像装置に伝えると共に現場で客を自動的に撮影する信号を遠隔撮像装置に送るために、前記客データ受信器、前記位置を決めるための手段、及び遠隔撮像装置の前記受信器と通信できる送信器と；

遠隔撮像装置と通信できると共に画像を証拠画像として客の通信装置に送ることができる画像送信器と；

を備え、前記客データ受信器がさらに画像購入の同意を客から受信できることを特徴とする客のデジタル画像配信システム。

10

【請求項 27】

現場で客を撮影することの依頼を客から受信すると共に、支払データを客から得るための代表通信装置であって、客の通信装置から代理人への信号によって前記依頼を受信できる前記代表通信装置と；

20

現場の位置を決めるための手段と；

現場で客を撮影するよう配置されると共に受信器を備えた遠隔撮像装置と；

前記依頼を遠隔撮像装置に伝えると共に現場で客を自動的に撮影する信号を遠隔撮像装置に送るために、前記代表通信装置、前記位置を決めるための手段、及び遠隔撮像装置の前記受信器と通信できる送信器と；

を備えた客のデジタル画像配信システム。

30

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

一般に本発明は写真撮影システム及び方法に関するものであり、特に、遠隔にて客からデジタル画像を注文し、撮影し、配信するためのシステム及び方法に関する。

【背景技術】**【0002】**

例えば、テーマパーク、クルージング、又は他のイベントの客に対し写真家が撮る写真の販売は当該技術において公知である。このシステムは、一般に写真家は最終的に売れる数より多くの写真をプリントするものであり、その販売は、そのイベントの後に展示された写真を客が見て購入を同意することに依存している点で本来非効率である。

【0003】

公知のシステムの別の問題は、パノラマ写真画像（例えば静止画又はビデオ画像を含み得る）は客の近くにいる写真家が撮る場合には一般には不可能であり、遠方又は高いところから撮られる画像も不可能である。

40

【0004】

さらに、客は写真家が近くにいないときに写真を撮られることを望むかもしれない。

【0005】

一般に写真撮影の別の特有の難しさは、写真家自身が写真の中に入ることのできる入手可能で真に実行可能なシステムが存在していないことである。一般に個人用カメラ機器は良い作品を作るには性能が十分ではなく、またセルフ写真を撮るために三脚などの余分な機器と一緒に運ばなければならない。ビデオ撮影の分野において、カメラが動いて自身を撮影する公知の方法はない。さらに、個人の技能は一般には不足しており、良いアマチュ

50

ア写真も稀である。

【0006】

現在のところ別の難しさは、現場で人を撮影し、他の複数の人に同時に配信する公知の方法がないことである。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

したがって、さらに効率的に写真画像及び／又はビデオ画像を撮って要求に応じて客に配信し、その際に、ある実施態様ではパーソナル通信装置を用いて画像のプレビューを見て遠隔で注文し支払いを行なうことができるシステム及び方法を提供することが望まれる。客自身が画像の被写体になることのできるシステム及び方法を提供することも望まれる。さらに、画像の対象者自身だけでなく画像の対象者以外の複数の人に同時に画像を配信するためのシステム及び方法を提供することが望まれる。

10

【課題を解決するための手段】

【0008】

発明の概要

本発明の一態様は客のデジタル画像を配信する方法に関する。この方法は現場で客の画像を撮ることの依頼を客から受信する段階を含む。依頼は例えば客の通信装置から遠隔信号によって受信できる。支払データが客から得られ、現場の位置が決められる。

20

【0009】

依頼は、現場で客を撮像する位置にある遠隔撮像装置に伝えられる。客の画像は現場で自動的に撮られ、その画像が証拠画像として客の通信装置に送られる。最後に、その画像を客が欲する場合には、画像を購入する同意を客から受信する。

【0010】

本発明の別の態様では、客のデジタル画像を配信する方法が、現場で客の画像を撮るという依頼を客から代理人に伝える段階を含む。支払データが客から得られ、現場の位置が決められる。現場で客を撮像する指令が遠隔撮像装置で受信され、現場で客の画像が自動的に撮られる。

30

【0011】

本発明の別の態様は、客のデジタル画像を配信するためのシステムに関する。この態様では、システムは、現場で客の画像を撮ることの依頼を客から受信するための客データ受信器を備える。依頼は客の通信装置からの信号により受信できる。この受信器はまた支払データを客から取得する。

【0012】

現場の位置を決める手段が提供される。遠隔撮像装置は現場で客を撮像するよう位置決めされ、受信器も備える。送信器が客データ受信器、位置決め手段、及び遠隔撮像装置の受信器と通信できる。この送信器は、依頼を遠隔撮像装置に伝えると共に現場で客の画像を自動的に撮るように遠隔撮像装置に信号で知らせるのに有効である。

40

【0013】

画像送信器が、遠隔撮像装置と通信できると共に、画像を証拠画像として客の通信装置に送る。客データ受信器はさらに、画像を購入する同意を客から受信する。

【0014】

本発明の別の態様は、客のデジタル画像を配信するためのシステムに関する。このシステムは、現場で客の画像を撮るという依頼を客から受信するための代表通信装置を備える。この依頼は客の通信装置からの信号によって代理人にて受信可能である。この代表通信装置はまた支払データを客から取得するのに有効である。

50

【0015】

現場の位置を決める手段が提供される。遠隔撮像装置は現場で客を撮像するよう位置決めされ、受信器も備える。送信器が代表通信装置、位置決め手段、及び遠隔撮像装置の受信器と通信できる。この送信器は、依頼を遠隔撮像装置に伝えると共に現場で客の画像を

自動的に撮るように遠隔撮像装置に信号で知らせるのに有効である。

【0016】

添付図面と共に下記の説明から、構成及び操作方法の両方について本発明を特徴付ける事項、並びに本発明の別の目的及び効果が理解されよう。図面は説明のために示されており、本発明を限定するものではないことを理解されたい。添付図面と共に下記の説明を読めば、本発明により達せられるこれらの目的及びその他の目的並びに本発明により与えられる効果が十分に明らかになるであろう。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

以下、図1A～10を参照して本発明の好ましい態様を説明する。

10

【0018】

本発明の一態様は、客のデジタル画像を配信するためのシステム10及び方法100に関する(図1A-1B及び2)。方法100は、現場12で客の画像を撮ることの依頼を客11から受信する段階(ブロック101)を含む。依頼は、例えば客の通信装置13(例えば携帯電話、コンピュータ、又はパーソナル・データ・アシスタント)から遠隔信号で受信できる。2つの代表的な態様が、客11から依頼を受信するモードとして示されている(ブロック102)。態様に1つでは、依頼は遠隔場所15のプロセッサ14を用いて自動的に受信し処理され、このプロセッサ14は、処理方法段階を実行するためのソフトウェア16により制御される(ブロック103)。この態様では、データは、限定するものではないが音声認識、キー入力、又はタブレット手書き文字認識など当該技術において公知の方法で通信装置13を用いて客11から伝送することができる。

20

【0019】

依頼を受信する別のモードは、遠隔場所15で代理人17を立てることからなる。このモードでは、現場12で客11の画像を撮るという客の依頼は代理人17が受ける(ブロック104)。

【0020】

どちらのデータ受信モードでも、支払データを客から取得し(ブロック105)、現場の位置を決める(ブロック106)。

【0021】

当業者には理解されるように、現場の位置を決める方法は複数存在する。例えば、現場の位置決め段階は、例えば位置を口頭で尋ねるか又はキーパッド指示器で示すことによって現場の位置についての情報を客から直接受信することで実行できる(ブロック107)。テーマパークでは、例えば、様々な「好適撮影(photo-rich)」場所を設けて、場所の位置を示す表示がその場所に隣接して標識で示すことができる。控えめではない都市などの環境では、印刷又は記録された旅行案内を、見るべき名所に客が到着する前に客に提供でき、その名所の各々はそれに関連した識別子を有する(「あなたがエッフェル塔にいるならば、506を押しなさい。」)。旅行案内は、例えばインターネットにより提供され、客が容易に見つけることができるよう名所の写真やそれに関連した好適撮影場所の写真を含む。このような旅行案内は、入口などの控えめな環境でも提供し得る。旅行案内の入手は対話式に行なうことができ、客の興味(例えば、博物館、パノラマビュー、動物など)に合わせて選択できる。旅行案内は、博物館で使用する公知の装置と同様に動作し得る客の通信装置を介して現場で提供することもでき、該装置のキーパッド上の番号を押すと、訪問している場所について説明が提供され得る(「エッフェル塔についての情報の場合、507を押してください。」)。

30

【0022】

現場位置を決める別の方法は、客の通信装置13から自動的に探知される位置データから現場位置を電子的に決定することを含む(ブロック108)。この方法は、例えば、通信装置13の位置から得られるグローバル・ポジショニング・システム18のデータを使用して実現できる。同様に、この目的に使える状態にある受信器に送信されると現場ではその中で送信装置の場所を確認する。そして、客が撮像装置22を備えた現場にいること

40

50

及び写真撮影の割当て時間が利用可能であることのメッセージが、客の通信装置 13 に送られる。

【0023】

現場位置を決める更に別の方針が、遠隔信号の特性を用いて実現される（ブロック 109）。これを実現する方法の 1 つは、遠隔信号が複数の端末 19、20 の 1 つに開始される電子通信であり、通信する特定の端末により現場位置を決定できる。よって、複数の現場位置 12、21 から依頼を受信するのに 1 つのプロセッサ 14 を使用でき、各現場位置 12、21 には異なる電話番号が与えられており、ダイアルされた番号データから、客 11 が現在位置する特定の現場位置 12 を決定できる。

【0024】

どちらの依頼モードでも、現場 12 で客 11 を撮影するよう配置された遠隔撮像装置 22 に依頼が伝えられる（ブロック 110）。例えばデジタルスチールカメラ又はビデオカメラからなる撮像装置 22 は、例えば非常に高いところから、又はワイドビューを得るために、グループの他のメンバーと一緒に、又は除外して、客 11 自身の画像を得ることが客 11 には困難な場所に取り付けることができる。

【0025】

現場 12 で客 11 の画像が自動的に撮影される（ブロック 111）。この自動撮影は、後でさらに拡張されるように、所定の条件が仮定され（ブロック 112）、又は実質的に瞬間的である。「実質的に瞬間的」な場合には、客 11 が客の通信装置 13 から画像をオーダーできる可能性が含まれ、客 11 が撮影される位置で適切に準備できるように通信装置 13 により「カウントダウン」が与えられる。

【0026】

一態様では、画像は客の通信装置 13 又は当該技術分野において公知の別の表示デバイスに証拠画像として送られる（ブロック 113）。好ましくは、客 13 が支払いをせずに単に画像を得ることを防ぐために、この画像は低解像度とするか、故意に画像上に何らかのマーク又は瑕疵をつけ、さらに所定の時間の後に消えるようにしてもよい。証拠画像は最終的な撮影の前に撮った「プレビュー」画像とすることもできる。その画像を客が望むならば（ブロック 114）、画像を購入する同意が客 11 から受信され（ブロック 115）、支払いを処理する（ブロック 116）。客 11 が画像の購入を断ると（ブロック 114）、撮影を再度試みてもよいし（ブロック 117）、又は本方法を終了してもよい（ブロック 118）。

【0027】

当業者には理解されるように、「画像」なる用語はデジタルスチール写真又はビデオなどの多様な形式を含み、多様な種類及び数の複数の撮像装置を特定の場所に配置することができる。客 11 が画像の購入に同意すると（ブロック 115）、画像中に他の特徴を含ませることを決定することができ、例えば、限定するものではないが、品質を高めるために画像を編集したり、画像に印を加えることによって画像の質を高めることから成る画像操作ができる（ブロック 119）。また、スチール画像は複数の画像を含むことができ、客は例えばアルバムとしてこれら複数の画像の集合を購入することを選択できる。加えて、画像には、以前に撮影し本システムに記憶されている現場の画像も含まれ、これらは客に固有のものではなく、例えば、建物や景色のパノラマビュー、又は日若しくは季節の異なる時の光景が挙げられる。客が訪問した場所から集めた旅行談などの雑知識をこのアルバムに加えることもできる。このような操作と作成は、プロセッサ 14 及びソフトウェア 15 の制御下で実行でき、以前に記憶した雑知識と画像には、プロセッサ 14 によってアクセス可能なデータベース 23 においてアクセスできる。

【0028】

ビデオの場合には、操作として、音声及び映像データをビデオに加える形式を取ることができ、このデータとしては、現場位置に関して以前に作成した音声及び映像データ又は客 11 から例えば通信装置 13 を介して送信された音声データが挙げられる。上述のアルバムと同様に、客に固有の映像及び音声部分と予め記録された映像及び音声素材との組み

10

20

30

40

50

合わせから、旅行の記録全体又はその一部を作成し、客をスターにするプロの品質の「映画」を得ることができる。客により提供される音声は、例えば、アドリブの素材とシステム提供業者により与えられる事前に書かれた「スクリプト」素材との組み合わせとし得る。

【0029】

終了すると、最終的な画像がどのような形式を取ろうと、購入品目が客11に送信されるか、又は客11がアクセスできるようにする(ブロック120)。代表的な形式としては、限定するものではないが、所定の場所に送ることのできるハードコピー(印刷された写真、ビデオ、DVDなど)が挙げられる。デジタル画像は、客の住宅又は会社25にあるコンピュータ24などの所定の電子アドレスに電子的に送ることができる。例えば、ウェブサイトにアクセスしパーソナル・メディア・デバイス、電話又はその他の表示デバイスなどのデバイスにダウンロードしてデジタル画像を入手するために、電子アドレスが提供され得る。

【0030】

上述したように、方法130の特定の態様では、客11が注文を出すとき、撮影プロセスに条件を課すことができる(ブロック131)。図3及び4の態様に示されるように、条件のいくつかはタイミングに関するものとでき、タイミング条件に規定された時間にて撮影されるよう予定が組まれる(ブロック132)。ここでは、スポーツアリーナ31などの包囲され分割された空間内で使用するように、システム30が設置されている。特定の注文状況では、システム30にはその存在が知られており且つ例えば発信者番号通知サービス型の機能により識別可能な通信装置13を客が使用する場合には、以前に記憶された客のデータにアクセスできる。以前に記憶されたデータとしては、客が特定のアリーナイベントに参加する可能性に関連つけるため、及び場所情報にアクセスするために、名前、請求書作成情報、及び定期入場券データなどの項目が挙げられる。

【0031】

システム30はプロセッサ33と信号をやりとりする撮像装置32を含み、プロセッサ33はアリーナ31か又はそこから離れたところに設置できる。例えば、撮像装置32は、イベントから離れて、例えばアリーナ敷地外の建築物38、又は空中の飛行船39に配置することができる。プロセッサ33はその上に常駐の制御ソフトウェア34を有し、現場マッピングデータ35にはソフトウェア34からアクセスできる。撮像装置32は、現場31の特定の区域で客を撮影できるように制御ソフトウェア34に応じて可動となるように取り付けられる。

【0032】

実際には、いったん客11が特定のイベントに関して提供される追加データ(時間/場所;ブロック133)と共に撮影の注文を出すと(ブロック131)、例えば、アリーナ31の座席番号により示される客の正確な位置が要求される(ブロック134)。次に、座席の位置がソフトウェア34により割り出されて撮像装置32のパラメータを制御し(ブロック135)、所定の時間に、今から撮影することを通信装置13などを介して客11に知らせることができる(ブロック136)。現在の時間が好ましくなければ(ブロック137)、撮影を再スケジューリングでき(ブロック138)、さもなければ、確認によって撮影プロセスが開始される(ブロック139)。

【0033】

撮影プロセスの一部として、撮像装置32が正しく向けられていることを保証することが含まれる。当業者には理解されるように、撮像装置32を向けるのにどんな機構36が使用されても、固有のドリフトが存在しその結果として位置決めが不正確になりやすい。このような不正確さを修正するために、好ましくはシステム130は基準マーク37、好ましくはアリーナ31のあちこちに配置された複数の基準マーク37をさらに備える。当該技術において公知の画像処理技術を用いて、プロセッサ33上にあるソフトウェア40はまず、客11に最も近いと考えられる基準マーク37にロックし(ブロック140)、自動修正アルゴリズムを実行してマッピング兼制御ソフトウェア34に知らせる(ブロック141)。

10

20

30

40

50

ク 1 4 1)。次に撮像装置 3 2 を、新たに計算した位置に制御ソフトウェア 3 4 の制御下で移動させ(ブロック 1 4 2)、撮影する(ブロック 1 4 3)。残りの処理及び送信段階は実質的に上述した通りである。

【 0 0 3 4 】

別の態様 5 0 、 1 5 0 (図 5 及び 6)では、条件は客の位置決め条件からなる。例えば、客 1 1 は、客 1 1 が特定の場所に到着した時に撮影することを依頼できる(ブロック 1 5 1)。競技イベントの例として、客 1 1 が決勝線 5 1 を有する徒競走で競争している場合がある。撮像装置 5 2 は決勝線を横切る際に客を撮影するように配置できる。特定の態様では、当該技術において公知のように、客 1 1 が送信器 5 3 を身に付ける又は持ち運ぶことができる(ブロック 1 5 2)。客 1 1 は画像を送るべき他の人 5 6 を選択してもよい(ブロック 1 5 3)。

10

【 0 0 3 5 】

プロセスを客に合わせて自動にするため、断続的及び連続的な態様が提供される(ブロック 1 5 4)。断続的な態様では、決勝線 5 1 を横切る際に撮像装置 5 2 をトリガーするのに送信器 5 3 を用いる(ブロック 1 5 5)。ビデオについても同様のプロセスが適用されるが、客の信号を受信すると所定の長さのビデオを撮影するようトリガーでき、特定の態様では、動いている客に「ロックオン」でき、その際に撮像装置 5 2 は移動機構 5 5 を介してプロセッサ 5 4 の制御下で自動的に移動可能である。当業者は客 1 1 を認識するその他のモードもまた検討でき、限定するものではないが、例えば、バイオメトリック手段(例えば顔認識など)が挙げられる。

20

【 0 0 3 6 】

連続的な態様では(ブロック 1 5 4)、撮像装置 5 2 は所定の 2 つの時間の間、例えば、徒競走の場合には、起こり得る最も短い終了時間より以前の時間から予め決められた最も長い終了時間の後まで実質的に連続的に動作している(ブロック 1 5 6)。この場合、イベントの後又はイベント中、所定の位置(例えば、決勝線 5 1)に到着する際に客が認識され(ブロック 1 5 7)、客 1 1 を含んだ画像が事前に得られた客データに対応付けられる(ブロック 1 5 8)。万一、イベント後に予め注文していなかった人でも彼らのデータを提供して後で画像を取得できるように、残りの画像が記憶される(ブロック 1 5 9)。

30

【 0 0 3 7 】

残りの処理及び送信段階は実質的に上述したように行なうことができる(ブロック 1 6 0)。加えて、画像を友人に送るというオプションが行使されると(ブロック 1 6 1)、画像を友人 5 6 にも送信でき(ブロック 1 6 2)、それにより、幅広い自動配信能力だけでなく、即時性をも送信に加えることができる。というのは、イベントと実質的に同時に且つ配信グループ全体への送信と同時期に行なうことができるからである。客 1 1 はまた、イベント後の所定の時間内に接触でき、例えばマラソンを終えた 1 5 分後に自動的に通信装置 1 3 上に画像を表示させることができる。イベントに適した画像操作、例えば予め記録された背景又はビデオクリップ(例えば、スポーツ関係のコマーシャル、応援する群衆など)と画像を組み合わせる等の操作も自動的に実行できる。この態様は多様な状況、例えば、限定するものではないが、スキー、いかだ乗り、又はその他のアウトドア若しくはインドアの活動において有用である。

40

【 0 0 3 8 】

さらに別の態様 7 0 、 1 7 0 (図 7 及び 8)では、上述した方法と同様に何らかの方法で、客 1 1 は乗物 7 1 、例えば娯楽施設の乗物又は馬車の中にいる時に(ブロック 1 7 2)撮影することを依頼できる(ブロック 1 7 1)。上述したように、撮影段階は断続的又は連続的に行なうことができる。断続的な場合、この態様では、乗物 7 1 が特定の場所に到着した時に(ブロック 1 7 3)、撮像装置 7 3 をトリガーして画像を撮るように(ブロック 1 7 4)、乗物 7 1 に取り付けることのできる送信器 7 2 によって撮影をトリガーできる。この態様では、依頼段階は、例えば、画像が売れる度に手数料を得ることのできる代理人 7 4 (例えば先導者又は乗物の運転手)を介して実行できる。連続的な態様も上述

50

したように行なうことができ、この場合も画像が売れる度に代理人 74 に手数料が払われる。得られた画像は現場で又は後で入手でき、上述したように処理し送信する（ブロック 175）。

【0039】

別の態様 80、180（図 9 及び 10）では、「移動写真家」81 が、客 11 が訪問する現場 82 にいる（ブロック 181）。方法 180 のこの態様では、現場 82 で客 11 を撮影する依頼を客 11 から写真家 81 が受ける（ブロック 182）。画像が撮られ（83）（ブロック 183）、遠隔のプロセッサ 84 に送信される（ブロック 184）。画像の証拠画像が遠隔のプロセッサ 84 から客の通信装置 13 に送信され（ブロック 185）、この送信は現場 82 での撮影段階とほぼ同時に行なうことができる。

10

【0040】

客 11 が画像を購入することを決めると（ブロック 186）、支払データを客 11 から遠隔のプロセッサ 84 に送ることによって取引は終了し（ブロック 187）、最終画像が客のプロセッサ 85 のネットワーク（例えば、インターネット）などを介して客 11 に送信される（ブロック 188）。この図では、写真家 81 が取引の報酬を受け取る（ブロック 189）。

【0041】

上記説明では、簡潔さ、明確さ、及び容易な理解のために特定の用語を使用してきたが、従来技術の要求を超えて不必要的限定を意味するものではない。これらの用語はここでは説明のために用いられているのであり、広く解釈されるべきである。さらに、ここに記載された装置の態様は例として挙げられており、本発明の範囲は構成の正確な詳細に限定されない。

20

【0042】

本発明について説明してきたが、本発明の好ましい態様の構成、操作及び使用、及びそれにより得られる有利で新しく有用な結果、新規で有用な構成、並びに当業者に自明な妥当な機械的等価物が特許請求の範囲に記載される。

【図面の簡単な説明】

【0043】

【図 1A】客に画像を提供するための本発明の代表的な方法のフローチャートである。

30

【図 1B】客に画像を提供するための本発明の代表的な方法のフローチャートである。

【図 2】図 1 の態様のシステム図である。

【図 3】スタジアムで使用する本発明の態様のフローチャートである。

【図 4】図 3 の方法のシステム図である。

【図 5】客が動いているときに使用する本発明の態様のフローチャートである。

【図 6】図 5 の方法のシステム図である。

【図 7】客が乗物に乗っているときに使用する本発明の態様のフローチャートである。

【図 8】図 7 の方法のシステム図である。

【図 9】「移動」写真家と使用する本発明の態様のフローチャートである。

【図 10】図 9 の方法のシステム図である。

40

【符号の説明】

【0044】

11：客

12：現場

13：通信装置

14：プロセッサ

15：遠隔場所

16：ソフトウェア

17：代理人

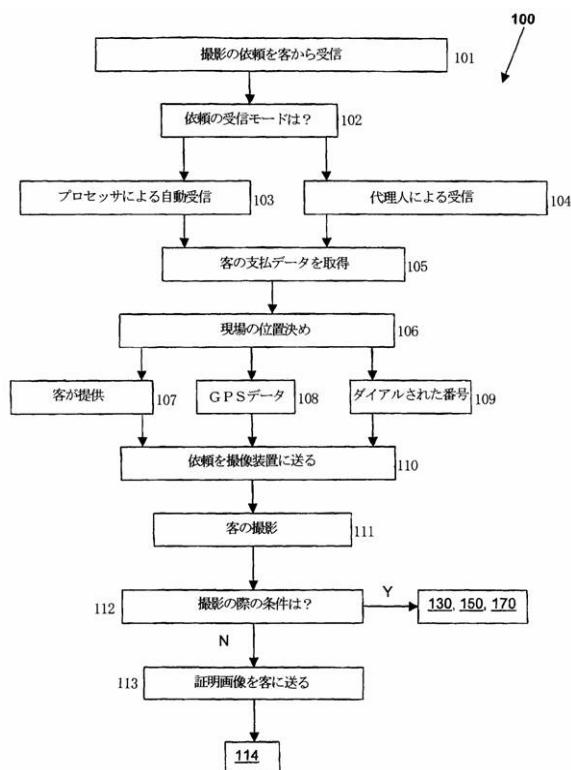
18：GPS

19：端末

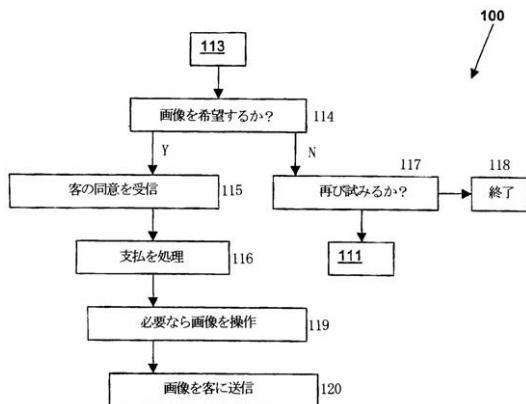
50

2 0 : 端末
 2 1 : 現場
 2 2 : 撮像装置
 2 3 : データベース
 2 4 : 客のコンピュータ
 2 5 : 客の会社

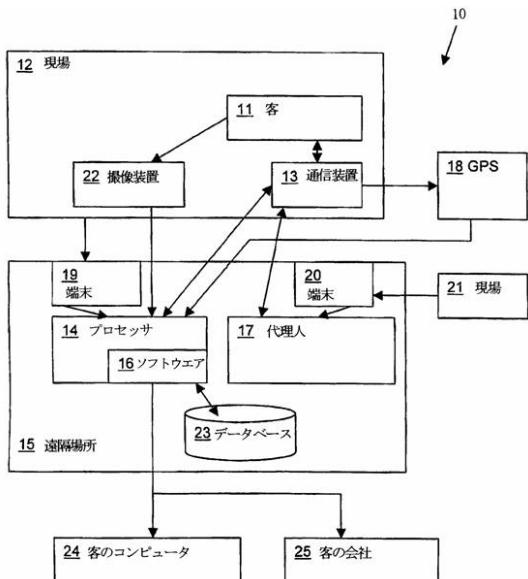
【図1A】



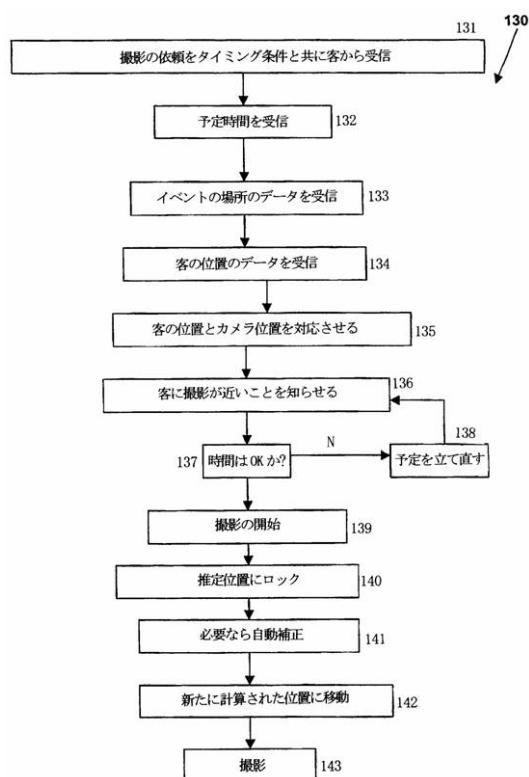
【図1B】



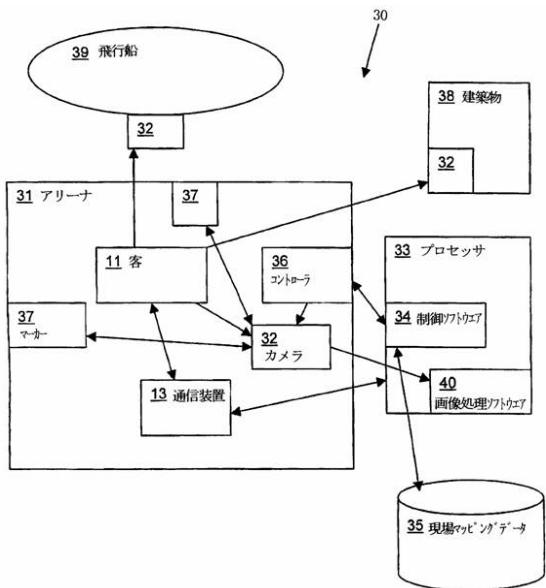
【図2】



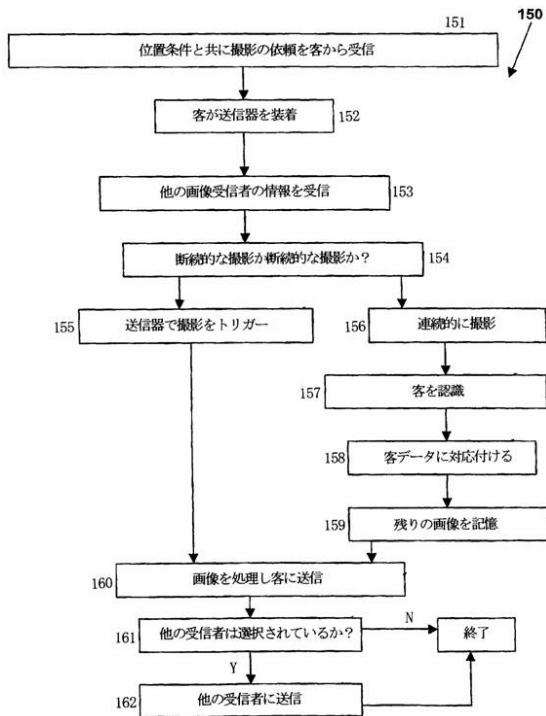
【図3】



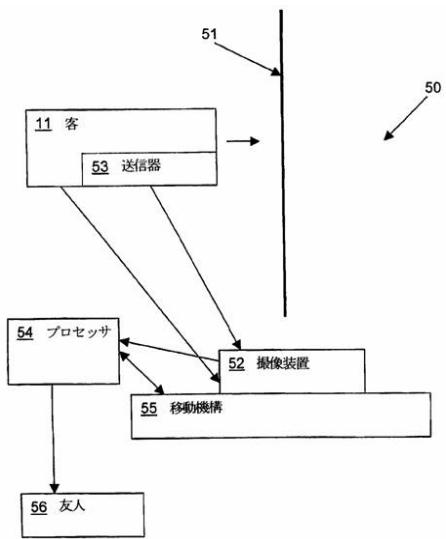
【 図 4 】



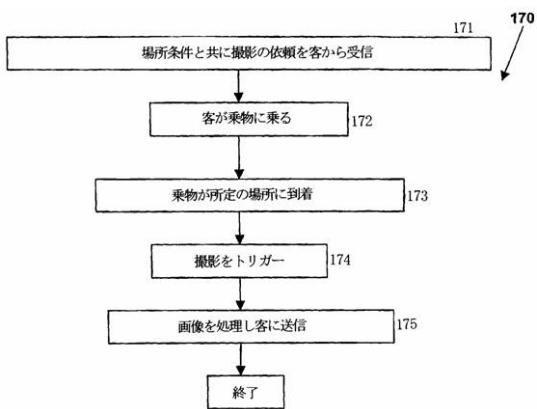
【図5】



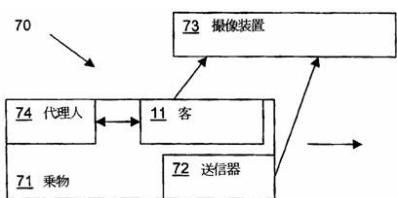
【図6】



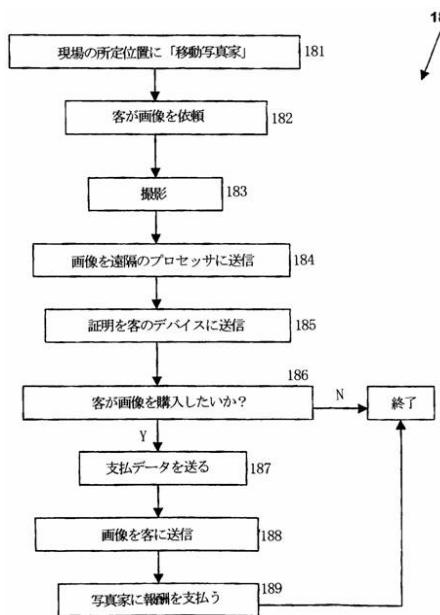
【図7】



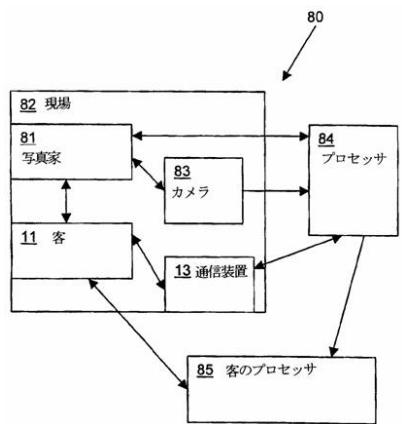
【図8】



【図9】



【図10】



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US06/13982																		
<p>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</p> <p>IPC: G06F 19/00(2006.01);G06Q 99/00(2006.01);G06 30/00</p> <p>USPC: 705/1,26,34 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC</p>																				
<p>B. FIELDS SEARCHED</p> <p>Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) U.S. : 705/1, 26, 34</p> <p>Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched</p> <p>Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) East</p>																				
<p>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">Category *</th> <th style="text-align: left;">Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages</th> <th style="text-align: left;">Relevant to claim No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y</td> <td>US 2003/0023452 A1 (Novais et al) 30 January 2003 (30.01.2003), paragraphs 4-7; 17; 28-30, 34</td> <td>1-27</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>US 6,542,824 B1 (Berstis) 1 April 2003 (01.04.2003), column 3, lines 20-35; column 6, lines 28-37</td> <td>1-27</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>US 2003/0086123 A1 (Torrens-Burton) 8 May 2003 (08.05.2003), paragraphs 8-10</td> <td>1-27</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>US 2004/0152486 A1 (Sano) 5 August 2004 (05.08.2004), paragraph 22; paragraphs 27-33</td> <td>1-27</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>US 2004/0201683 (Murashita et al.) 14 October 2004 (14.10.2004), paragraph 33; paragraphs 36-38</td> <td>1-27</td> </tr> </tbody> </table>			Category *	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	Y	US 2003/0023452 A1 (Novais et al) 30 January 2003 (30.01.2003), paragraphs 4-7; 17; 28-30, 34	1-27	Y	US 6,542,824 B1 (Berstis) 1 April 2003 (01.04.2003), column 3, lines 20-35; column 6, lines 28-37	1-27	Y	US 2003/0086123 A1 (Torrens-Burton) 8 May 2003 (08.05.2003), paragraphs 8-10	1-27	Y	US 2004/0152486 A1 (Sano) 5 August 2004 (05.08.2004), paragraph 22; paragraphs 27-33	1-27	Y	US 2004/0201683 (Murashita et al.) 14 October 2004 (14.10.2004), paragraph 33; paragraphs 36-38	1-27
Category *	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.																		
Y	US 2003/0023452 A1 (Novais et al) 30 January 2003 (30.01.2003), paragraphs 4-7; 17; 28-30, 34	1-27																		
Y	US 6,542,824 B1 (Berstis) 1 April 2003 (01.04.2003), column 3, lines 20-35; column 6, lines 28-37	1-27																		
Y	US 2003/0086123 A1 (Torrens-Burton) 8 May 2003 (08.05.2003), paragraphs 8-10	1-27																		
Y	US 2004/0152486 A1 (Sano) 5 August 2004 (05.08.2004), paragraph 22; paragraphs 27-33	1-27																		
Y	US 2004/0201683 (Murashita et al.) 14 October 2004 (14.10.2004), paragraph 33; paragraphs 36-38	1-27																		
<p><input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.</p>																				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>* Special categories of cited documents:</p> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"B" earlier application or patent published on or after the international filing date</p> <p>"E" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p> </td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> <p>"T"</p> </td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p>later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>"X"</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>"Y"</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>"&"</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>document member of the same patent family</p> </td> </tr> </table>			<p>* Special categories of cited documents:</p> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"B" earlier application or patent published on or after the international filing date</p> <p>"E" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T"</p>	<p>later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p>	<p>"X"</p>	<p>document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p>	<p>"Y"</p>	<p>document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p>	<p>"&"</p>	<p>document member of the same patent family</p>									
<p>* Special categories of cited documents:</p> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"B" earlier application or patent published on or after the international filing date</p> <p>"E" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T"</p>	<p>later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p>																		
<p>"X"</p>	<p>document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p>																			
<p>"Y"</p>	<p>document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p>																			
<p>"&"</p>	<p>document member of the same patent family</p>																			
<p>Date of the actual completion of the international search 21 August 2006 (21.08.2006)</p>		<p>Date of mailing of the international search report 03 OCT 2006</p>																		
<p>Name and mailing address of the ISA/US Mail Stop PCT, Attn: ISA/US Commissioner for Patents P.O. Box 1450 Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. (571) 273-3201</p>		<p>Authorized officer Marissa Then <i>Marissa Then</i> Telephone No. 571-272-6764</p>																		

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,NL,PL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF, BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW